離職によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ 住宅手当緊急特別措置事業を創設しました

住宅手当緊急特別措置事業とは

それのある方を対象に、最大6カ月間 た支援を行います。 施し、住宅及び就労機会の確保に向け 保・就労支援員による就労支援等を実 住宅手当を支給するとともに、住宅確 住宅を喪失している方又は喪失するお 就労能力及び就労意欲のある方のうち、 平成21年10月から、離職者であって

○複数世帯 ○単身世帯 月36、900円 月28、400円

住宅手当の支給対象は

対象となります。 次の要件すべてに該当する方が支給

- ①2年以内に離職した方。
- ②離職前に、自らの労働により賃金を 得て主として世帯の生計を維持して いた方。
- ④住宅を喪失している方又は喪失する ③就労能力及び常用就職の意欲があり、公 る方は次の⑤及び⑥の要件に該当し、 おそれのある方(喪失するおそれのあ 共職業安定所へ求職申し込みを行う方。

- ⑤原則として収入のない方。一時的な 額以下であること。 る同居の親族の収入の合計が次の金 収入がある場合には、生計を一とす
- ○複数世帯 月17万2千円
- ⑥生活を一とする同居の親族の預貯金 の合計が次の金額以下であること。
- ○複数世帯 100万円 ○単身世帯 50万円
- ⑦国の住宅喪失離職者等に対する雇用 等を受けていない方。 就職活動困難者支援事業等)、自治体 定資金融資、訓練·生活支援給付、 施策による貸し付け又は給付(就職安 が実施する類似の貸し付け又は給付
- ※手当支給期間中は、 た就職活動を行っていただきます。 常用就職に向け

住宅手当を受けるには

住宅手当の支給を希望される方の場合 ○いきいきプラザ都留内福祉課で制度等

○本人確認書類、離職関係書類、収入 関係書類、預貯金関係書類を添えて についての説明を受けてください。 ださい。 住宅手当支給申請書」を提出してく

住宅を喪失している方の場合

賃貸住宅等に入居している方)。

○審査の後「住宅手当支給対象者証 ○証明書を持参のうえ、不動産媒介業 を探していただきます。 者等において住居の賃貸借契約を結 び、入居していただきます。 書」が交付されます。 明

問合先 ○申請を行った自治体より入居住宅の貸 ○契約書の写し等必要書類を提出後、「住 主等に、住宅手当が振り込まれます。 宅手当支給決定通知書」が交付されます。 福祉課 いきいきプラザ都留内 地域福祉担当

その他の支援策は

◆生活福祉資金(総合支援資金)

要な方に資金を貸し付けています。 費用」への対応が困難な方や生活費が必 礼金等の「初期費用」が必要です。「初期 賃貸住宅の契約を行う際には敷金・

貸付額

○生活支援費 月20万円以内 ○住宅入居費 40万円以内

※最長で1年間支給されます。 (2人以上の世帯が対象です)

○一時生活再建費 60万円以内 ※単身は15万円以内です。

問合先 ※貸付利子は連帯保証人を立てる場合 は無利子、連帯保証人を立てない場 合は年1.5%です。 市社会福祉協議会

◆臨時特例つなぎ資金貸付

○不動産媒介業者等で、入居希望住宅

付けます。 の間、当面の生活に要する費用を貸し 公的給付等による支援を受けるまで

貸付額 10万円以内

※貸付利子は無利子、 連帯保証人不要

問合先 市社会福祉協議会

▼就職安定資金融資

援するために資金を貸し付けています。 な就労機会が円滑に確保できるよう支 貸し付けることにより、住居と安定的 対して、住宅入居初期費用等の資金を に伴い住居喪失状態となっている方に る雇い止め) による離職者のうち、離職 事業主都合 (解雇・雇用期間満了によ

貸付額

○家賃補助費 ○住宅入居初期費用 上限50万円 上限36万円

(6万円×6月

問合先 ○生活・就職活動費 上限額100万円 ハローワーク都留

▶訓練・生活支援給付

業訓練を受講する場合、主たる生計者に対 して、訓練期間中の生活費を給付します。 雇用保険を受給できない方が、対象の職

給付額

問合先 単身者 月10万円 扶養家族を有する方 月12万円 ハローワーク都留